

部 活 動 運 用 規 定

1 部活動について

(1) 部活動の構成 (以下の16の部活動とする。)

・野球	・バレーボール (女子)	・バスケットボール	・ソフトテニス
・ソフトボール (女子)	・陸上競技	・サッカー (男子)	・バドミントン
・柔道	・卓球	・写真	・美術・工芸
・吹奏楽	・茶華道	・ボランティア	・新聞

(2) 登録

- ア 全員、任意登録とする。
- イ 当該顧問の許可を得られれば、2つ以上の部活動に登録でき、大会等にも出場できる。
- ウ 部活動への登録の際に特別な理由がなく年間活動日数の8割以上の出席がないものの2年次以降の登録を見合わせ、その旨を生徒に伝える。

(3) 転退部

- ア 転退部は、当該顧問の許可を得られた場合に限り認められる。
- イ 転退部を希望する場合は、「転・退部届」を、担任を通じて生徒会部活動係に届け出る。
- ウ 転部をする生徒の「部活動登録カード」は、「転部届」と共に生徒会部活動係に提出する。
- エ 退部する生徒の「部活動登録カード」は、「退部届」と共に生徒会部活動係に提出し、生徒指導部で保管をする。
再度、入部する際は、「入部届」を、担任を通じて生徒会部活動係に届け出る。決裁後、生徒指導部より「入部届」「部活動登録カード」を入部する部活動の顧問へ渡す。
- オ 卒業生の「部活動登録カード」は、部顧問から生徒会部活動係に返却する。
- カ 部顧問は速やかにスクールエンジンへ入力・削除をする。

(4) 「入部・転部・退部届願」の流れ

	入 部	転 部	退 部
①	生徒が「入部・転部・退部届願」を記入し、保護者の了解を得る		(保護者印受領)
②	担任に確認してもらう		(担任印受領)
③	登録している顧問の了解を得る		(顧問印受領)
	↓	転部先の顧問の了解を得る (顧問印受領)	↓
④	担任に、「入部・転部・退部届願」を提出する		
⑤	生徒会部活動係に提出する		

(5) 創廃部

- ア 創部 (同好会)
 - (ア) 下記条件を全て満たし、生徒指導部 (生徒会)・部顧問会での協議、運営委員会で承認された場合に限り活動を認める。
 - ①活動内容が本校の教育方針にてらして、妥当であること
 - ②同好会会員 (生徒) が3名以上で、同好会結成の明確な理由と活動計画があること
 - ③責任顧問 (教諭) が1名以上いること
 - ④学校内での活動場所が存在すること
 - (イ) 原則として同好会の予算は計上しない。
 - (ウ) 部への昇格
生徒指導部 (生徒会)・部顧問会において下記の実績が認められ、運営委員会で承認された場合に限り、翌年度から部としての活動を認める。
 - ①1年半以上の活動とその記録がある場合
 - ②2年連続で、新会員が入会している場合
- イ 廃部
 - (ア) 2学期終業式時点において、2年間連続入部がなかった場合、翌年度より廃部とし、4月からの新規募集を停止する。廃部後は顧問を配置しない。再開を希望する場合は、創部として新たに申請するものとする。
 - (イ) 活動生徒が0名になった場合は、その時点で休部とする。そして翌年度の2学期終業式時

点で部員が0名だった場合は、翌年度より廃部とする。

2 活動規定

(1) 活動日数の目安（令和7年12月 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインを参考）

ア 平日：1日2時間程度まで<下校時刻 4月～10月（17時45分）11月～3月（17時）>

休日：1日3時間程度まで

※ 朝練は午前8時から活動ができる。

週合計：11時間程度の範囲内とする。

▶週単位や月単位で活動時間の柔軟な対応を行う。

イ 休養日の設定

週当たり2日以上以上の休養日を設ける（平日1日、休日1日を基本とする）

大会参加等で週末に活動した場合は、必ず平日に代替休養日を確保する。

ウ 長期休業中の活動について

午前8時30分から下校時刻（16時30分）までとする。

必ず一定期間のオフシーズン（活動休止期間）を設定する。

エ 参加する大会等の数を精選する。

(2) 延長（運営委員会での承認が必要 → 決裁でも可）

ア 授業日及び夏季休業中に限り認める。

その際は、保護者に連絡（文書配付）し、延長の承諾を事前に得る（様式有）。

イ 延長時間中は、当該顧問が活動場所において、より注意深く指導する。

ウ 延長時間は1時間とし、完全下校時刻を+10分とする。

エ 完全下校時刻が守られなかった場合は、当該年度の延長を認めない。

オ 生徒の疲労状態や集中力等に配慮し、活動時間を決め、計画的に練習をする。

(2) 考査期間中の活動について

ア 原則、考査週間及び考査中の活動を禁止とする。

イ 下記条件に該当する場合のみ、承認されれば、授業（考査）後1時間程度活動できる。

考査後1週間以内に高体連あるいは高文連（知多支部）の行事計画による大会がある場合

ウ 考査最終日は、午後から活動できる。

(3) その他

ア 部活動日誌に記載した活動計画に沿って活動する。

※部活動日誌は活動内容および行事予定・部員名簿等記入の上、毎学期生徒会に提出し、検印を受ける。

イ 部室及び活動場所の整理整頓に努める。危険な箇所は顧問の責任で早急に対応する。

3 大会参加と結果報告について

(1) 大会に参加する場合は、決裁（大会参加伺）を受ける。

(2) 大会が終了した場合は、速やかに結果を生徒指導部（部活動係）に報告する（様式有）。

4 登録費、参加費（競技分担金）、派遣費について

(1) 個人登録費、団体登録費、大会参加費（競技分担金）については全額請求できる。

ア 高体連関係、高文連関係、高野連関係、高吹連関係、国体、協会関係、市民大会について請求できる。

イ 上記のうち、年5回まで請求できる。

ウ 企業主催等の大会は請求できない。

(2) 生徒派遣費について

ア 決裁（大会参加伺）を受けた場合のみ請求できる。

イ 公共交通機関を利用した場合に限り、往復分請求できる。

ウ 年3回まで請求できる。（同一大会の請求は、1カウントとする）

エ 請求人数は大会に登録した生徒のみとする。

オ 請求起点はJRの場合「半田駅」、名鉄の場合「住吉町」を基点とする。

カ 吹奏楽部の野球部応援は、別途往復分を請求できる。

5 部活動費の執行について

- (1) 部活動費の執行にあたっては、計画的に行うものとする。
- (2) 10万円未満の消耗品に限る。チームとして必要か判断を行い、個人の所有物としない。
- (3) 執行する場合、「購入伺」と「見積」、「請求書」、「納品書」を添付して速やかに生徒会に提出する。

6 活動賞（部活動賞）について

- (1) 3年間部活動に積極的に取り組み、本校の名誉を高めた者については、以下の表彰規程により、学校長より表彰と副賞が授与される。
- (2) 表彰規程
 - 功労賞…2年間以上、同一部で積極的に活動し、他の模範となった下記条件を満たす者のうち、部顧問および生徒指導部より推薦された者。
 - ア 運動部
地区大会において優秀な成績をおさめ、県大会以上の大会に出場した者。
 - イ 文化部
県大会以上のコンクールやコンテスト等で優秀な成績を修めた者。
 - 努力賞…積極的に活動し、他の模範となった者。

7 本校部活動に存在しない競技への参加等について

高体連もしくは高文連の管轄種目に限り、高校入学までに、その競技において県大会以上の試合への出場、もしくはそれに準ずる成績を収めた生徒については、顧問会で審議の上、下記の基本方針のもと、認めるものとする。

- (1) 競技協会への登録について
 - ア 個人登録費については生徒の自己負担とする。
 - イ 団体登録費は学校負担
- (2) 活動について
 - ア 校内での活動は禁止とする。
 - イ 予算は計上しない。
- (3) 大会参加について
 - ア 大会参加の規定については、通常の部活動と同じとするが、大会参加費および生徒派遣費等、大会参加に関する費用については請求することはできず、生徒の自己負担とする。ただし、東海大会以上の大会、もしくはそれに準ずる大会へ出場する場合は通常の部活動と同様の規定とする。
 - イ 大会参加については必ず引率教員をつけること。なお引率教員は、生徒会担当とするが、不可能である場合は、生徒指導主事もしくは担任とする。
- (4) 顧問について
 - ア 顧問は生徒会担当もしくは生徒指導主事とする。

8 部活動におけるリスクアセスメント

- (1) 落雷対策
雷鳴が聞こえる。または黒雲が見える場合は直ちに避難。雷鳴が聞こえなくなってから20分間は活動を控える。
- (2) 熱中症対策
WBGT値に基づき、原則33℃以上で中止とする。WBGT値を基準に「熱中症予防に向けたガイドライン」に基づき、判断・対応を行う。